

岐阜県における 満州農業移民について

——朝日村の場合——（上）

中 道 寿 一

1. はじめに
2. 国策としての満州移民
3. 岐阜県における満州農業移民運動（以上本号）
4. 朝日村の「分村計画」について
5. おわりに

1. はじめに

本稿は、琿春朝日開拓団回顧録『遠のく曠野の空』の生原稿を読む機会に遭遇したことから、満州農業移民、とりわけその主要形態たる分村移民に関心を抱き、朝日村の場合を中心にして、岐阜県における満州農業移民、特に、その送出過程について考察しようとするものである。

一般に、満州開拓団回顧録は、「自己が日本国家の軍事力を後ろ楯に、具体的には関東軍の武力を前楯にして他国の土地を強奪し、その人民を酷使し、反抗するものを虐殺しつづけていた、日本国につながる植民者だという自覚の欠如が、『満州』人民の当然の権利回復の行為を土匪と呼び、暴民と呼ぶことをためらわせない。『満州』の人民にとっては、開拓団は『日本屯匪』であってそれ以外ではないし、これが本質だった」にもかかわらず、「国策の命ずるままにおもむいたものが国家解体とともに異郷に棄民され、土匪、暴民と化した住民に追いたてられる流民と化した、その苦難の日々を

恨みがましく語るという構造を持っている¹⁾と指摘されるように、敗戦から引き揚げに至る悲惨な体験のみを強調する傾向、したがって、「侵略」の片棒をかついだという加害者意識ではなく、敗戦による一方的な被害者意識に色取られる傾向を持っている。それゆえ、満州農業移民の問題は、単なる被害者意識だけでなく、紛れもなく「加害者」であったという視点とを合わせもって捉えなければならない問題ではある。しかし、それにもかかわらず、この問題は、単に被害者意識と加害者意識との関係のみでも処理しうるような代物ではない。もちろん、そうした関係で捉えつつも、そこに、なぜ、「満州」という外地で、被害者となり加害者とならなければならなかったかという視点、すなわち、「満州」へ赴かねばならなかった人々の国内における状況と、彼等に無限の夢を抱かせた開拓政策推進者達の巧みな方法、そして、開拓民と推進者双方を捉えた思想の実体の解明をはきみ込まない限り、問題の核心に到達しえないように思われる²⁾。それゆえ、「激烈をきわめる農村不況のなかで、一人一人の農民の気持が微妙に揺れ、漸次『満州開拓』へと村全体が押し流され、その流れのなかで苦悩しながらも、結局は『五族協和』や『日満一体』というアクセサリーを呪文として唱えながら、国家の論理に身をすり寄せるしか生きられない農民の暗く哀しい生きざま……。『満州移民』の悲哀が『引き揚げ』のみにあるのではなく、彼らは出発点においてすでに『難民』であり『棄民』であったこと……。この日常性が掠奪の自覚を大きく妨げる理由であろう。また、貧窮という現実と『満州』とを『使命』と『利得』と『ロマン』をちらつかせながら、巧妙に結びつけていった移民策の推進者たちの狡知……。³⁾という指摘を手懸りにしながら、「満州移民」が国策となって、県・市郡・町村へと下降し、村全体を揺り動かし、ついには村民に「分村移民」を決意させた過程について考察を試みることは、何らかの意義があるように思われる。

ところで、浅田喬二氏は、「満州移民の主軸であった日本人農業移民の歴史的生涯を総体として把握するためには」、以下のような七つの課題と分析

視点が必要であると述べている。すなわち、I「1931年から1945年に至るまでの日本帝国主義による満州移民政策の立案過程の実証的分析」、II「農業移民政策の実施過程の検討」、III「移民助成機関の設立過程とその実際に果たした役割の検討」、IV「日本人移民と朝鮮人農民・中国人農民との関係の検討」、V「1938年以降、満州農業移民の主要形態となった『分村移民』による『土地飢餓』対策＝貧農救済策を『農村経済更生運動』との関連で系統的に検討すること」、VI「農業移民反対の抗日運動の検討」、VII「農業移民推進者のイデオロギー・農本主義者の侵略的性格、日本ファシズムの思想的基盤の検討」⁴⁾である。本稿の意図を、以上7課題からみると、課題Vと深くかかわっているように思われる。しかし、この課題に関しては、森武麿、高橋泰隆、柚木駿一、小林弘二等の優れた業績がすでにある⁵⁾。それゆえ、本稿では、そうした成果を前提にしなが、満州移民を岐阜県という地域で捉えることにアクセントが置かれる。そのためにも、まず、満州農業移民が国策となった過程を略述し、次いで、岐阜県における「国策」満州移民への対応と、移民運動の動向を概観し、最後に、主として朝日村の場合を取り挙げながら、「分村移民」の展開を明らかにしてみよう。

〔註〕

- 1) 石田郁夫『土俗と解放』6—7ページ（下記注3）網沢満昭著，23ページより。
- 2) 拙稿「無題雑感」『雑誌』6号，28ページ。
- 3) 網沢満昭『農本主義と近代』雁思社，1979年，221—222ページ。
- 4) 浅田喬二「日本植民史研究の現状と問題点」『歴史評論』1975年4月号，192—193ページ。
- 5) 森武麿「日本ファシズムの形成と農村経済更生運動」『歴史学研究』別冊，1971年10月。高橋泰隆「日本ファシズムと『満州』農業移民」『土地制度史学』71号，1976年。同「日本ファシズムと農村経済更生運動の展開」『土地制度史学』65号，1974年。同「日本ファシズムと満州分村移民の展開——長野県読書村の分析を中心に」『日本帝国主義下の満州移民』満州移民史研究会編，龍溪書舎，1976年。柚木駿一「農村経済更生計画と分村移民計画の展開過程」満州移民史研究会編，同上書所収。同「『満州』農業移民政策と『庄内型』移民」『社会経済史学』42巻5号，1977年。小林弘二『満州移民の村——信州泰阜村の昭和史』筑摩書房，1977年。

2. 国策としての満州移民

一般に、国策としての満州移民事業は、(Ⅰ)昭和7—10年(1932—35)の「試験移民期」、(Ⅱ)昭和12—16年(1937—41)の「本格的な大量移民期」、(Ⅲ)昭和17—20年(1942—45)の「崩壊期」の3期に時代区分される¹⁾。もちろん、それ以前にも、日本人による満州移民は存在していた。たとえば、1914(大正3)年から17(大正6)年になされた南満州鉄道株式会社の除隊兵移民、1915(大正4)年になされた関東庁の愛川村移民、1929(昭和4)年から31(昭和6)年になされた大連農事株式会社移民等が挙げられるが、これらはいずれも、土地取得の困難や所有権の不確実性といった理由で成績不良であった²⁾。ところが、1931(昭和6)年9月に勃発した「満州事変」と、1932年3月の「満州国」成立とが、満州移民事業に対して極めて大きな影響を与えた。このことを、『満州年鑑』(昭和20年版)は、「満州事変勃発を契機として満州に対する日本の関心は異情なる緊張を示し、この際日本の生命線として永遠に確保するため根本的国策を樹立すべしとの輿論が澎湃として全国に張り、満州国の成立と共に愈々その機は熟し遂に国策満州開拓事業樹立となったのである」³⁾と記している。もちろん、これは、「いかにも日本中の国民が満州移民に燃え上がった(かの)ような記述であるが、実相は軍部が治安対策として計画した満州移民を、いかにも国民全体がこれを要望したかのようにみせるための、押しかぶせた『輿論』であった」⁴⁾。しかし、軍部やマス・メディアによって作られた、こうした「輿論」が、かなりの成功を納め得たのには、それを受容する国民の側の内発的な条件、すなわち、「公教育その他を通じて形成された、中国人に対する民族的差別意識」や、また、「中農層は農産物価格の下落や副業破綻で打撃を受け、貧農層は農外就業機会の減少や製糸女工首切りなどの事態に直面して、家計を支える現金収入の道を断たれ……、彼らにとって当面の『景気』の回復は、まさに死活

の問題」となっていた「昭和恐慌下の国民生活」⁵⁾があったからに他ならない。そして、何よりも、この「条件」の下で、すでに「農民教育→小作の子弟に耕作する土地なし→土地獲得の必要→他国の空いた土地に移植民——といった単純な論理の運びによって、彼の農民教育の必然の帰結」⁶⁾を満州移民に求めて活動していた日本国民高等学校長加藤完治とそのグループ（農林次官石黒忠篤，農林省農務局長小平権一，京都帝大教授橋本伝左衛門，東京帝大教授那須皓等）にとって，満州事変と「満州国」成立の意義は大きかった。加藤グループは「満州事変」直後，「6000人移民案」を立て，拓務省に提出，拓務省はこれを10カ年40万戸入植計画として大蔵省と予算折衝するが，拒否される。しかし，1932（昭和7）年1月，関東軍特務部主催の「満蒙に於ける法制及経済政策諮問会議」に，加藤グループの那須と橋本が参加し，満州移民は「『土地飢餓』に呻吟している『内地』農村の二・三男に生きる活路を与える唯一の方策」として，農業移民でなければならないこと，しかも，それは，自作農主義，未墾地取得主義，集団入植主義，土地所有・売買・賃貸に対する制限措置，移民助成機関の設設計画，在郷軍人規定，精神主義的教育計画等の内容を持たねばならないことを強調した⁷⁾。そして同年7月14日，渡満した加藤が奉天で，関東軍の満州移民計画立案の中心人物東宮鉄男と，石原参謀の紹介で会見したことにより，内地農民救済を主眼とする加藤グループ案，したがって，「加藤グループの満州移民計画を実現するための行動隊」⁸⁾たる拓務省案と，治安維持に主眼をおく関東軍案とが結びつき，満州移民運動は急速に進展するようになった。同年の8月に募集され，10月に送出された第1次移民団（弥栄村）492名に次ぎ，翌年7月，第2次移民団（千振村），34（昭和9）年10月に第3次移民団259名，36（昭和11）年3月に第4次移民団458名の送出が実現した。しかし，これら第1次から4次までの移民団は拓務省によって「試験移民」と呼ばれたが，特に「第一次と第二次の二つの移民団は既教育の在郷軍人を主体とする予備役陸軍中佐に率いられ，小銃のほかに機関銃や迫撃砲の重火器で武装した軍隊編

成の移民団⁹⁾であったため、「武装移民」とも呼ばれた。このことから明らかのように、満州農業移民は、拓務省ではなく関東軍のリードの下で進められることにより、「自由な生産経済活動ではなくて、兵站食糧の増産、関東軍背後地の治安維持等の国防的任務を負う」ことになった。「従って、その入植地、及び、訓練所所在地は彼らの自由選択によるものではなく、政府によってあらかじめ計画・決定された国防の要衝地帯、あるいは、匪民分離の重要地点であり、東部、北部満州の無蕪地、無住地帯の国境地方¹⁰⁾でなければならなかったのである。

ところで、満州移民が、こうした「試験移民期」を脱して飛躍的展開を示すようになるのは、二・二六事件を契機にしてである。「満州移民の敵¹¹⁾」高橋是清蔵相の死によって、関東軍は、かねてからの懸案である満州大量移民計画の作成にとりかかり、1936（昭和11）年5月11日、「満州農業移民百万戸移住計画案」を決定する。そして、この案は、同年8月25日、政府により国策として採用される。広田弘毅内閣の七大国策の一つ「20カ年百万戸送出計画」がそれである（表I）。この計画は、「20年後に『満州国』の人口が五千万人に増加するものと推定し、その一割に相当する五百万人を日本人で占めることができるならば、『満州国』に『大和民族』を指導的中核にした『日本的秩序』をうちたてることができる、と考え¹²⁾、当時の日本の5反以下の貧農200万戸の半分100万戸を、移民一戸当りの家族数5人と計算

表I 20カ年100万戸入植計画（1936〔昭和11〕年8月）

期別	期間	戸数	内訳	
			集団開拓民	集合開拓民
第1期	昭和12—16年	100,000	70,000	30,000
第2期	17—21年	200,000	120,000	80,000
第3期	22—26年	300,000	140,000	160,000
第4期	27—31年	400,000	170,000	230,000
計		1,000,000	500,000	500,000

（開拓総局『満州開拓概要』昭和15年、より作成。）

して、500万人を20カ年間に満州へ送出しようというものである¹³⁾。

かくして、満州移民は、「北米、南米等への移民とは全く異り、又、其の経済的社会的諸条件の関係上、自然に放置しては大量の入植を期待する事困難にして、少くとも当初においては多大の国家的援助を必要とす」¹⁴⁾る国策移民となった。この国策移民としての満州移民は、目的別には、(1)「満州国」の治安確保のための移民、(2)対ソ防備・作戦上の移民、(3)「五族協和」の中核としての移民、(4)満州における重工業地帯防備のための移民、(5)主要食糧の供給を可能にするための移民、という直接・間接の軍事目的と、(6)日本農村における「過剰人口」を満州で自作農として「更生」させるための移民という、国内の農業対策上の目的とに分けられる¹⁵⁾。

ところで、拓務省は、1937（昭和12）年5月、「百万戸送出計画」を実行に移すための「第一期計画実施要領」を発表したが、この中で、「実行ニ当リテハ農林省ト連絡ヲ保チ経済更生指定村ヲシテ順次土地ト人口トノ調和ヲ考慮シタル農村経済更生計画ヲ樹立セシメ成ル可ク耕地ノ狭小ナル地方ヨリ多数ニ募集スルモノトシ尚ホ同一地方出身者ヲ以テ成ル可ク一移住村ヲ構成セシムル様考慮スル」¹⁶⁾よう指示した。これまで、関東軍、拓務省によってすすめられてきた満州移民が、ここにおいて、農林省との結びつきを持つようになったのである。では、「連絡ヲ保」つべきとされた農林省は、これまで満州移民に対してどのような態度をとってきたのか。農林省は、従来、満州移民に対して「全然無関心」¹⁷⁾であった。しかし、貧農救済策として1932（昭和7）年に開始した「農山漁村経済更生運動」が、結果として「一部の中農の経済的没落を防止する役割しか果しえず、……農民層の分化・分解を促進することになった」¹⁸⁾ため、従来の更生計画に再検討を加える必要が生じ、1936（昭和11）年7月、「経済更生計画」に「特別助成」事業が加えられ、その一つとして、「他地方へ移住ヲ必要トスル町村ニ在リテハ満州其ノ他ニ移住スル計画ヲ樹立スルコト」¹⁹⁾が明記された。すなわち、移民の一つとして「満州農業移民が農業政策のなかに組み込まれた」²⁰⁾のである。そ

して、先述の、重要国策としての「20カ年百万戸送出計画」の発表、拓務省による農林省へのアプローチに対応して、農林省は、満州移民に対して積極的となり、1938（昭和13）年6月、「分村計画補助金交付ニ関スル件」という通牒を出し、満州分村移民を「農林行政の重要施策として確定した」のである²¹⁾。

以上のような経過を、農林省経済更生部『満州開拓及び分村計画の概要』（昭和14年）は、「分村計画実施ノ経過」で、次のように述べている。「……農林省ニ於テハ昭和七年以来農山漁村ニ対シ、経済更生計画ヲ樹立実行セシメ来リシガ、満州開拓ノ重要性ニ鑑ミ、曩ニ農村経済更生中央委員会ノ答申ニ基キ『経済更生計画樹立方針』ノ追補ヲ為シ、必要ナル町村ニ対シテハ移住計画ヲ樹立セシムルコトトナシタルガ、昭和十三年度ヨリ之ガ方針ニ基キ経済更生計画ノ一環トシテ、分村計画ヲ樹立実行セシムルコトトシ、昭和十三年度ニ於テハ282ヶ町村ヲ指定シ、其ノ樹立、実行、指導費ニ対シ助成ヲ為シ実施シツツアリ……」²²⁾。すなわち、農林省は、これまで、行詰った経済更生計画の打開策として「必要ナル町村」に対して「移住計画」を採用させていたが、昭和13年度からは、全ての経済更生計画樹立町村に対して、「経済更生計画ノ一環トシテ、分村計画ヲ樹立実行セシムル」方針であることを強調したのである。それでは、分村計画とは何か。「分村計画ノ要旨」は次のように述べている。「分村計画ハ計画的ニ村ヨリ相当多数ノ農山漁家ヲ満州開拓農民トシテ送出スルコトニ依リ、外ニ在リテハ満州建国農民トシテノ大使命ニ参画セシメ、内ニ在リテハ農山漁村ノ経済更生ヲ図ルコトヲ目的トシ、町村内ノ農山漁家ヲシテ当該地方ノ安定農家ノ適正規模水準ニ接近セシムル為メ、相当数ノ農山漁家ノ移住ヲ実行シ、以テ経済更生ノ徹底ヲ期セムトス。之ガ樹立、実行ハ全テ挙村の問題トシテ取扱ヒ、移住セムトスル者ノ諸財産、残留家族ノ援護等ニ付適切ナル措置方策ヲ講ジ、移住ノ円滑ヲ滑ルハ勿論、移住者送出後ノ農山漁村ニ於ケル土地、労力、其他諸方策ニ付全面的改造刷新ヲ為シ、生産確保、農山漁家ノ生活安定向上ヲ図ラムトスル

モノナリ」。要するに、分村計画とは、村から「計画的」に「相当多数」の「満州開拓農民」を送出することであり、しかも、その送出は、一方で満州国建設、「五族協和」等の大使命に参画するという精神的意義、他方で母村の更生に役立つという経済的意義を持つものであるから、この計画には村を挙げて取り組まなければならない、とする主旨である。当時、この「要旨」に沿った分村計画万能論が盛んに主張された。たとえば、遠藤三郎は、「農村経済更生と分村計画」で、分村移民という方法を採用するならば、(1) 各移民者が孤独にならずに済み、特に、婦女子の渡満を促進することができる、(2) 定着力がある、(3) 母村との共存共栄が可能である、(4) 公共事業となって有力者の援助が得られる、(5) 貧農の中農化の理想、農村更生の理想が実現可能となる、(6) 善後策でも諸機関の協力が得られる、(7) 村内自治が可能である、といった利点を挙げ²³⁾、さらに、分村計画の実行によって、以下の事を期待しうると主張する。「当該町村に於て、土地と人口の調和が得られて農村の恒久的更生の基礎が確立せられる、……更に母村に於ては地主と小作人との摩擦少なく条件の変更が自動的に動き、耕地の価格も漸次低落する傾向を持つ。土地の農業組合・農事実行組合等の管理に依り耕地の利用配分を合理的ならしめ、更生の基本的条件としての共同収益施設の設置を促し、それと同時に産業組合資金の投資の道を疏通し、農業経営の合理化が可能となり、生産力の増進を来すことともなる。特別助成施設と結合して否応なしに農業経営の合理化が促進される。更に、分村計画は負債整理を一挙に解決する²⁴⁾と。また、杉野忠夫は、『分村計画叢書』全6輯において、分村計画の意義として、分村移民は、(1) 安定農家を創設するための中農化運動である、(2) 土地飢饉問題を解決する最良の方法である、(3) 共同収益地設定等の隣保・共助の物的基礎形成を促進する、(4) 農業経営の合理化を促進する、(5) 母村と分村との物資交換による共栄可能、(6) 農村の負債整理を一挙に解決できる、という6点を挙げ、分村計画を実行すれば、従来の経済更生計画では解決できなかった全ての問題が解決できるとし²⁵⁾、分村計画を中心

とする農村更生運動こそ、従来の農村更生運動に決定的な「方向転換」をもたらすものであり、その成果を最大にするためにも、人々の自覚を促し、できるだけ多くの移民を送出しなければならない。その意味で、この運動は、「上からの天降り案ではなく」「村の第一線の人々の自発的な、下からの更生運動」²⁶⁾であり、「一種の民衆運動」「下からの合法的革新運動」であり、また「精神運動」でもあると主張した。

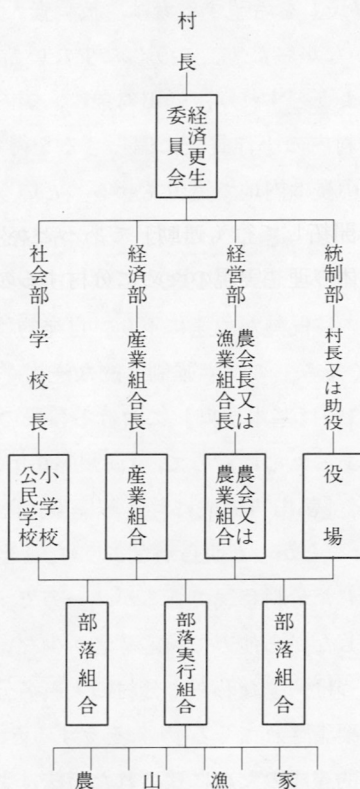
確かに、分村計画は、その万能論者の言うように、行詰った経済更生計画の打開策に苦慮する各町村当局者にとって、まさに希望の道と映ったにちがいない。「昭和8年経済更生指定村、昭和10年教化指定村、昭和11年特別助成村となったが、予期の実績あがらず、個々の農家には殆んど影響する所がなく、その間に昭和9年の冷害の痛手を受け前途暗澹たるものがあった。然るに満州移民運動が国策として取り上げられ、時代の前面に押し出されてくると共に、ここに始めて農村問題解決の曙光を見出した」²⁷⁾のも当然と言えよう。しかしながら、当初「曙光」と思えた分村計画も、やがて、状況の変化とともに翳を帯び始める。なぜなら、分村計画の成否は、相当多数の村民を満州に送出すること、この一点に懸っており、したがって、先ず「どれだけ送出するか」、次に「誰を送出するか」が問題となるからである。

送出戸数に関しては、「農業ヲ主タル収入トシ生計ヲ維持シテキル農家デアツテ相当ノ生活（負債ノ少イ黒字ノ生活）ヲ営ムニ一戸当……必要トスル」²⁸⁾耕地面積を適正規模＝標準経営面積として、まず、（各町村の耕地総面積）÷（標準経営面積）＝（各町村の包容しうる標準農家戸数）とし、次いで、（各町村の農家総戸数）－（各町村の包容しうる標準農家戸数）＝過剰農家戸数とし、過剰農家戸数を送出戸数とする計算方法を用いた²⁹⁾。この方法は、「農家窮乏の根本を科学的に深く掘りさげることなく、土地と人口との単純な非科学的な比較から農村更生の障害たる『土地飢餓』の『実態』を描きだし、農民におしつけ」³⁰⁾の方法でしかなかったが、『満州開拓政策基本要綱』・「参考資料」の「分村・分郷計画に関する件」では、「分村戸数は適正

経営農家を標準として、村の特殊事情を考慮して定むべきも、一村より少くも三十戸程度以上を送出せしむる様指導するものとす³¹⁾（傍点筆者）と規定された。次に、送戸数の対象者の問題であるが、同じ規定の中で、「分村計画に依り移住する者は、可成村内各階級の適格者を網羅する様考慮するもの³²⁾とされていた。しかし、実際問題として、1937（昭和12）年に行われた農林省のアンケート結果（全国942町村）の示すように、「村内ニ於ケル過剰戸数又ハ過剰人口ノ適當ナル処置トシテ最モ実現性アル方法」として、「副業及農村工業奨励」「出稼」「工場誘致」「満州農業移民」の順に多かったのに対し、「満州農業移民」を希望する者は、被調査人員1万4593名のうち2532名の、17%でしかなかった³³⁾。こうした少ない希望者を前提にして、過剰農家戸数を適用しようとするれば、送出対象は、国内に於ては将来的にも更生の見込みのない、村内の小作貧農に偏らざるを得ない。すなわち、「貧農は満州で更生させ、中農は内地で更生させる」という原則が機能するようになる³⁴⁾。しかも、その際、送出の「実行ハ全テ拳村の問題トシテ取扱」うよう、指示されていた。かくして、1939（昭和14）年頃、軍需産業の隆盛と景気の好転から、当初の移民熱が急速に下り、自発的移民が減少したことによって、次第に、「村ぐるみ」の「半強制」的な送出が行われるようになったのである。このことは、『基本要綱』における移民の単位が、各農村別の分村ないし分郷程度であったのに対して、『満州開拓第二期五ヶ年計画要綱』（昭和17年）に至っては、「都市再編成に伴う転廃業大陸帰農開拓民への積極的誘致³⁵⁾へと変化したことからも明らかなように、「当初は、村の更生、農民の更生といって出発した分村移民であるが、一方で、移民を送り出さねばならない事情と、しかしながら他方で、応募者が少ないという事情のもとでは、当初の分村の位置づけ、すなわち、分村の大義名分は失われ、ただ移民を送り出すことのみが要請されてくる³⁶⁾。そうすると、「農民の自発性による移民は困難化し、目的達成のために残された方法は半強制あるいはデマでしかなくなる³⁷⁾のである。

その時、この分村計画運動が、決して「下から」の運動ではなく、中央から地方末端に至る行政機構をフルに利用して、小作貧農を「村ぐるみ」で移民送出する、まさに「上から」の強力な運動であることが明らかとなるのである。もっとも、こうした送出メカニズムは、分村計画固有のものではなく、すでに農村更生計画運動の中で確立していたのであったけれども（表II）。すなわち、「農村経済更生運動の仕組みは、中央→地方にいたる膨大精密な機構を整備しており、少なくとも形式的には国家の上からの官僚統制下

表 II 経済更生村の組織



(『産業組合発達史』第3巻、412ページより引用。)

に農家末端までを包摂するシステムが完成していた」³⁸⁾のである。そして、このシステムを有効に機能させるには、その担い手たる農民の自発性が不可欠である。「それ故、国家は、教化団体を動員して、日常不斷に農民の『自発性』を官製的に醸成し、この機構の運営を継続させてゆこうとしたのである。ここに、更生運動が官製的精神運動的側面を拡大再生産してゆかざるをえない根拠が存在する」³⁹⁾のである。その意味で、「経済更生運動は、一面精神更生運動であり……。この二つは恰も楯の両面の如く絶対に分立することを許さない同一物」⁴⁰⁾なのであった。かくして、この「官製的精神運動的側面」は、分村計画運動に継承され、強調されているのである。たとえば、分村計画運動は、「村にとどまっていたは前途に希望のない連中が、新しい天地を求めて行かんとする運動ではなくて、我が郷土を美はしく住心地よいものにする仕事」であるとか、「国初以来生々躍動せる日本民族の理想信仰の正常なる発揚として行はれる……建国運動の延長」で、「世界の荒地を開拓し、世界人類の心田を開拓して行く運動」であるとか、果てには、「皇道精神に基づいて、日満一体の理想実現のために分村するのであって、農村経済の更生はその結果」⁴¹⁾であるとまで強調された。こうした精神主義の昂揚は、移民者の減少に、したがって、移民送出メカニズムの強制的側面が強化される度合に、相応していったのである。たとえば、1939（昭和14）年以降、「移民」は「棄民」に通じるとして、「移民」は「開拓民」に、「移住地」が「開拓地」に、また、「満州移民政策」が「満州開拓政策」に改称され、「開拓」精神が強調された。しかし、このことは、日本人移民の入植地が、満拓、拓務省の常に強調した「熟地不買」「適正価格」「転住者保護」の原則とは裏腹に、中国人、朝鮮人から収奪した既耕地であり、「開拓」は極めて欺瞞的であった⁴²⁾ということを意味するだけでなく、満州「移民」の実態が「棄民」でしかなかったことの証左であると言えよう。「移民が成功するかどうかは問題外だった。満州へ渡る船の中で考えた。団員諸君には申さないが、知らぬ満州へ行って苦勞するより、この船がそのまま沈んでくれたら万歳だ。母

村は救われる。吾れ吾れは母村を救うために出てきたのだ⁴³⁾という、大日向村の「開拓団」団長の言葉は、そのことを象徴的に示している。

結局、分村移民は、「貧農は満州で更生させ、中農は内地で更生させる」という原則に沿い、『村総動員』で村内最下層の人々に多少の餞別や奨励金を交付し、満州で20町歩の土地所有者になれるという幻想を与えて、かれらを強引に満州へ送り出した⁴⁴⁾のであるが、結果として、彼等がほとんど耕地に関係のない「村内最下層の人々」であったが故に、本来の、土地飢餓の緩和という目的を達しえなかったばかりでなく、送出戸数も未成年者を一戸として形だけ整えた実体のないものであったため、戸数の削減に寄与しなかったし、また、彼等自身、満州にて「中農」になりえたのでもなかった。まさに、分村移民は、「国策の名による棄民」でしかなかったのである。

〔註〕

- 1) 中村政則『日本の歴史29, 労働者と農民』小学館, 398ページ。
- 2) 武田清子「加藤完治の農民教育思想——国民高等学校運動と満州開拓団」『国際キリスト教大学学報A・教育研究11』1965年, 77ページ。
- 3) 『満州年鑑』昭和20年版。
- 4) 『満州開発四十年史・補巻』満史会, 1965年, 182ページ。
- 5) 赤沢史郎「満州事変の反響について」『歴史評論』1983年2月号, 67—68ページ。
- 6) 武田清子, 前掲論文, 75ページ。
- 7) 浅田喬二「拓務省の満州農業移民計画(試験移民期)」『駒沢大学経済学部研究紀要』32号, 1974年, 153ページ。
- 8) 同上, 154ページ。
- 9) 桑島節郎『満州武装移民』教育社歴史新書, 1979年, 18ページ。
- 10) 武田清子, 前掲論文, 83ページ。
- 11) 同上, 81ページ。
- 12) 浅田喬二「満州移民史研究の課題について」『一橋論叢』78巻3号, 1977年, 68ページ。
- 13) 浅田喬二「満州農業移民政策の立案過程」『日本帝国主義下の満州移民』満州移民史研究会編, 龍溪書舎, 1976年, 45ページ。
- 14) 『満州開拓概要』開拓総局, 康德7(昭和15)年, 1—2ページ。

岐阜県における満州農業移民について（上）（中道）

- 15) 高橋泰隆「日本ファシズムと農村経済更生運動の展開」『土地制度史学』65号, 1974年, 19ページ。これに対して, 浅田氏は, (1)「満州国」の治安確立維持の協力者としての移民, (2) 対ソ防備・作戦上の軍事的補助者としての移民, (3) 日本農村の「過剰人口」対策としての貧農移民, (4)「満州」における日本の秩序をうちたてるための移民, に分けている（「満拓と東拓」『朝日ジャーナル』1972年7月14日号, 67ページ）。
- 16) 喜多一雄『満州開拓論』明文堂, 昭和18年, 245—246ページ。
- 17) 高橋泰隆「日本ファシズムと『満州』農業移民」『土地制度史学』71号, 1976年, 53ページ。
- 18) 浅田喬二「満州移民史研究の課題について」前掲誌, 70ページ。
- 19) 農林省経済更生部編『農村経済更生中央委員会諮問事項並答申』1939年, 31—35ページ。
- 20) 柚木駿一「農村経済更生計画と分村移民計画の展開過程」『日本帝国主義下の満州移民』293ページ。
- 21) 同上, 298ページ。
- 22) 農林省経済更生部編『満州開拓及分村計画の概要』昭和14年。
- 23) 遠藤三郎「農村経済更生と分村計画」『満州農業移民十講』1938年, 114—115ページ。
- 24) 同上, 133ページ。
- 25) 杉野三郎「青少年に訴ふ」『分村計画』第1輯, 昭和13年, 4—9ページ。
- 26) 杉野三郎「農村更生運動と分村計画」『分村計画』第3輯, 12ページ。
- 27) 積雪地方農村経済調査所『満州農業移民母村経済実態調査』昭和16年, 1ページ。
- 28) 農林省経済更生部『満州農業移民ニ関スル地方事情調査概要』昭和12年, 1ページ。
- 29) 小林弘二『満州移民の村』筑摩書房, 1977年, 84ページ。
- 30) 柚木駿一, 前掲論文, 297ページ。
- 31) 満州開拓史刊行会『満州開拓史』昭和55年, 857ページ。
- 32) 同上, 857ページ。
- 33) 農林省経済更生部, 前掲書, 7—11ページ。
- 34) 東京帝国大学農業経済学教室『分村の前後』昭和15年, 86ページ。
- 35) 大東亜省編『満州開拓第二期五ヶ年計画要綱』昭和17年, 11ページ。
- 36) 37) 高橋泰隆「日本ファシズムと満州分村移民の展開」『日本帝国主義下の満州移民』344—345ページ。
- 38) 39) 森武麿「日本ファシズムの形成と農村経済更生運動」『歴史学研究』1971

年，142 ページ。

- 40) 農林更生協会理事，国枝益一（『日本の歴史 29』398 ページより）。
- 41) 杉野三郎「分村計画の意義」『分村計画』第 2 輯，3，9，10 ページ。
- 42) 依田憲家「第二次大戦下，日本の満州移民の実態——移民団関係の犯罪を中心に」『社会科学討究』50 号，1972 年，43，53 ページ。
- 43) 佐瀬稔「中国残留孤児のルーツ——『大敗走』昭和二十年夏・満州」『現代』1982 年 6 月号，98 ページ。
- 44) 柚木駿一「『満州』農業移民政策と『庄内型』移民」『社会経済史学』42 巻 5 号，1977 年，64 ページ。

3. 岐阜県における満州農業移民運動

岐阜県出身の満州農業移民数は，開拓団 9629 人，義勇隊開拓団 2679 人，計 1 万 2308 人で，長野，山形，熊本，福島，新潟，宮城に次いで多い¹⁾（開拓団のみならば第 5 位）が，岐阜県から満州農業移民が初めて出たのは，昭和 9 年（1934）の第 3 次試験移民（11 名，瑞穂開拓団）からであり，以後，第 4 次農業移民（昭和 10 年 8 月先遣隊渡満，昭和 11 年 3 月本隊渡満，城子河開拓団）10 名，第 5 次移民（昭和 12 年 3 月，朝陽屯）38 名と続いた²⁾。そして，昭和 12 年 5 月，農林省の分村計画が発表されるに及び，県は国策に沿って本格的に満州農業移民に取り組み始めたのである。

ところで，『岐阜県史』の「満州農業移民」には，次のような記述がみられる。すなわち，昭和 12 年，国策に順応して，移民奨励費の増額，5 カ年 100 名送出計画の樹立，集約農業実習所での移民訓練等を行ったが，「昭和 14（1939）年には，移殖民事務専任職員を新設して，満州農業移民及び満蒙開拓青少年義勇軍編成事務に当らせた。同年の予算説明で，知事は，過剰人口と耕地不足が農山村の経済更生の障害であり，その対策として国庫の補助を受けて計画的分村移民を奨励助成することが必要であると述べている」³⁾（傍点筆者）と。また，『わたしたちの岐阜県の歴史』の「満州開拓移民」にも，「昭和 14 年の県会予算説明で，知事は，過剰人口と耕地不足が農山村の

経済更生の障害であり、その対策として国庫の補助を受けて、計画的分村移民を奨励し、助成することが必要であると述べ、移殖民事務専任職員を任命した⁴⁾（傍点筆者）と記されている。要するに、両者とも、昭和14年に知事が県会予算説明で分村移民の奨励助成の必要性を説いたことから、岐阜県における満州移民が本格的に始まった、としているのである。恐らく、これが、これまでの「定説」であったと思われる。

しかし、最近出版された『岐阜県議会史』第3巻は、資料をもって、その「定説」を以下のように修正した。すなわち、「（満州移民に対する）県の姿勢も、昭和13年に入って積極的となり、同年度の移民関係予算も前年度の2倍強に増額された。また、これまで置かれていなかった移殖民事務専任職員を、昭和13年6月から新設し、満州農業移民及び満蒙開拓青少年義勇軍編成事務に当たらせることにした。同年、通常県会における昭和14年度の予算説明で、知事は分村計画について『農山村ノ実情ヲ見マスルニ、過剰人口並ニ耕地不足ガ経済更生ノ一大支障タルノ歴然タル現状ニ鑑ミマシテ、計画的分村移民ヲ勸奨シ、移民国策ニ応ジマスルト共ニ農山村更生ノ実効ヲ挙ゲン』ために、国庫補助を受けて計画的分村移民の奨励の必要性を強調している⁵⁾（傍点筆者）と。つまり、『議会史』は、これまでの「定説」を1年修正したのである。この1年のズレは、県の移民政策の動向をみる上で極めて重要である。なぜなら、移民関係県支出の推移において、昭和13年度が前年比2.5倍（2000円→5500円）、15年度が前年比3倍強（5050円→1万7650円）と著しい変化を示していることから分るように⁶⁾、13、15年度は、県の移民政策の転機であり、その間、政策がどのように進められて行ったのかを考察する必要があるからである。それゆえ、ここでは、当時の新聞を用いて、昭和14年ではなく、昭和12年以降の、特に、13年度予算につながる、県の満州移民政策の動向を中心に考察してみよう。

昭和11年（1936）8月、満州移民政策が重要国策の一つに取り上げられ、昭和12年度以降、20カ年100万戸、第1期5カ年2万戸送出計画が樹立さ

れた。これを受けて、岐阜県にも、送出戸数の割当が来た。「本県からの満州移民、全部で1560名の予定——20ヶ年計画満州移民募集については、5ヶ年第一期計画のうち本県では、昭和12年度120名、13年度300名、14年度320名、15年度400名、16年度420名の先遣隊420名、本隊1140名、計1560名を募集することになっている……」⁷⁾(昭和12年4月16日)。しかし、満州移民への応募者は、当時少なかった(表III)。「奮わぬ満州移民の応募——県および移民協会では、目下第6次第7次満州移民先遣隊員800名の急募中であり、来る9・10の両日、これが詮衡考査を行ふ予定であったが、2月末までにやっと32名しか応募がなかったので、県では予定を変へ第6次先遣隊分(20名)のみを先ず詮衡する……」(3月2日)といった状況であった。それゆえ、「県は移民の重大性と奨励趣旨の徹底を期するため、映画、講演会を県内各所において開催方市町村へ通牒を發」し、講師として「農林技手」を出張させ、映画は「歟の光」全4巻を上映する等の方法を採用したり(5月8日)、また、「10町歩の耕地と1000円の補助金、豪勢な条件付で40名、第6次満州移民を募集」(6月7日)という甘いエサをちらつかせたり、また、「匪賊の心配なく安住の楽土です——満州国農業移民消息」(7月10日)や「すべてが大陸的、内地とは雲泥の差——満州農業移民の現在。本県農務課拓務主任談」(7月7、8日)のような、現地報告ないし現地視察報告を發表し、以下のような点を強調する。すなわち、「治安は軍及び自警団によって完全に維持」されていること、農地は「既に満州人の開墾した立派な田

表 III 岐阜県の満州農業移民応募者・入植者表

		昭和7年 (1次)	8年 (2次)	9年 (3次)	10年 (4次)	11年 (5次)	12年 (6次)	計
応募者	岐阜県	—	—	27	14	28	24	89
	全 国	673	843	468	972	2,922	1,763	7,641
入植者	岐阜県	—	—	10	9	10	20	49
	全 国	493	494	298	500	1,000	940	3,727

(拓務省拓務局「満州農業移民参考資料」昭和12年12月、より作成。)

畑」であること、「匪賊は日本軍の徹底的討伐によって」姿を消していること、移民団の家屋は「立派な煉瓦建の重建築の堂々たる家」であり「附近の土で造った低級な満人家屋に一異彩を放って」いること、「既に7戸で32町歩の田畑を経営」し「将来は1戸10町歩乃至20町歩の計画」で、「現在も耕作しえない余分の耕地は当分満州人に小作せしめている」程の大規模農業であること、農耕は鋤、鋤ではなく役馬・役牛を使用していること、病院・学校が完備し、しかも無料であること、そして、現在の満州移民は、かつてのような武装移民ではなく「経済移民」であること、等のバラ色の夢を盛り込んだ内容であった。

ところで、県は、他方で、農山村の経済更生として、「県下の更生計画樹立町村中、特に負債整理の必要ありと目される村を指定、直ちに市町村単位の負債整理委員会を組織して、債務整理事業に着手するよう懇願、……この懇願に応ずる町村に対しては1ヶ町村当り100円内外の助成金」を交付する（6月6日）方法をとっていたが、6月24日、農林省は、12年度農村経済更生特別助成町村として、岐阜県から、加茂郡山之上村等10カ村を指定することに「仮決定」したと通知してきた（6月25日）。これを受けて県は、8月以降に予定されている「本決定」獲得のため、関係10カ村の村長、小学校長、産業組合長、農会長、技術員等を集め、実行計画の具体案について協議することになったが、すでに「移民計画を確立し人口と土地の調和を図ること」という項目を含む7項目の「根本的計画方針」が農林省より提示されており、もし、この「方針」に従わなければ、「計画の不備なる村」とみなされ、「特別助成町村の指定を除外される」可能性があるので、県当局は「慎重に実行計画の立案」を進めた（6月26日）。この経験を生かして、県は、さらに、「目下実施されてゐる経済更生計画と併合して、更生計画樹立町村に対しても、土地と移民の調和を図るように本格的な指導を開始すること」（7月9日）により、移民割当数を確保しようとした。政府は、こうした県の対応を見透すかのように、「農村更生の抜本策」として「満州分村計画」を

発表する。「農林、拓務、軍部三省合作の満州大量移民計画は、着々進行の途上にあるが、農林当局においては、経済更生第二部計画と関連させて満州移民に新しい方向を与へる必要がありとし、種々考究中であるが、これには移民計画に民族心理の効果を持たせる分村計画が最も適切であるとなし、従来一部地方で行はれてゐる分村計画を積極的に助成する方針である……」（7月25日）。この政府発表を受けて、県は、満州移民地方協議会に出席した県農会技師の次のような談話を発表させる。「拓務省が立案した20ヶ年100万戸移住計画に呼応し長野県下の満州移住熱は凄いほどである。同県では分村計画を樹立し集団移民を行ひ非常な好成績を収めている。過日200名の移民募集の際700名が応募し、岐阜県とはまるで逆である。県でも向後に於て満州移住の国策的重要性が各方面に徹底的認識・普及されれば同県と同じく分村計画ならびに集団移住計画が系統的に立案されることとおもふ」（7月31日）。このように、県は、隣接の「満州移民の先進県」長野県を引合いに出し、「バスに乗り遅れるな」という競争心を県民にかきたて、移民熱をあおりたてる。そして次に、県は、移民可能戸数と移民可能村とを発表し、ゆるやかな締付けを加える。「県下の農家は13万8798戸あり、一戸当りの耕地は7段3畝であるが、県更生計画委員会の調査によると、農村にあっては田9段、畑4段、合計1町3段、山村では田7段、畑4段、合計1町1段を耕作しないかぎり、一戸の生計は十分に立ちゆかず、こゝに耕地に対して3万7949戸の過剰農家が出現する。この過剰農家を『移民』によって救い、生活の安定をもたらすよう勧奨しやうといふので、……移民計画に応じる見込ある左記10ヶ村の技術員をあつめ更生計画委員会指導のもとに分村計画協議会を開くことになった」（8月20日）とし、「移民可能村名」を列挙する。その後も、県は、こうした「アメとムチ」の方法を用いながら、国からの割当戸数を確保すべく、県下各町村に移民協議会を開催させたり、また、移民展、移民奨励映画会、講演会を開催して、募集活動を続けた（8月5日、10月5、16、20日）。しかし、にもかかわらず、応募者数は、募集人員に満た

なかったのである。「満州農業移民第6次本隊並びに第7次先遣隊補充の約100名の移民募集については、……時局の影響を受けて各地とも労働力不足で現在なほ25,6名の申込あったのみ」という状況であった（11月27日）。そのため、従来の方法を継続しながら、他方で、移民対象を、壮年から青少年に拡大し、「県から青少年を満州へ大量移民」（11月25日）させる方法も考えるようになった。これが、いわゆる「満蒙開拓青少年義勇軍」であり、13年から14年にかけて、県移民の主流になって行くのである。

以上のような経過を踏まえて、昭和12年11月18日から12月17日まで行われた通常県会において、「国策に基づく満州移民は、昭和12年度以降5ヶ年間に1500余名を送出する計画を樹て、移民奨励費として3500円を増額、特別会計集約農業実習所費に移民訓練費800余円を計上⁸⁾した13年度予算が了承されたのである。これは、移民奨励費を前年度比2倍強増額させた、国策順応に対する県の積極姿勢をうかがわせる予算であった。この来年度予算で弾みをつけたのか、5カ村で分村計画の樹立をみた。「県社会課では移民協会と協力し、集団移民送出国を計画し、指導村5ヶ村を選定して、分村計画を樹立せしめ、懲遷中であつたが、……この程加茂郡久田見村（347戸1435人）、土岐郡日吉町（95戸464人）、恵那郡遠山村（100戸452人）、大野郡清見村（50戸300人）、吉城郡細江村（103戸414人）が分村計画を樹立し、送出国を指導奨励することとなつた」（昭和13年1月21日）のである。

もっとも、その後、県の移民送出国が順調に進行したわけではない。先述の「分村計画」5カ村にしても、実際に移民するのは、久田見村1カ村にすぎず、それとて、実行するのは、それから2年後のことである。その間、一方では、全農岐阜県連合会が「挙国一致の長期戦に対応する非常時に直面して、従来の階級闘争第一主義を解消して新日本主義の愛国的立場から農村の更生、農村生産力の拡充を目的とする運動に乗り出すことになり、会を解散」（3月8日）するという国策順応の動きを示しながら、他方では、特別助成経済更生村に指定された各村の計画事業を評価しながらも、「ただ一つ遺

憾な事は、国策に順応して分村移民計画の樹立を極力慫慂したにもかかわらず、村当局者、農業者ともに自覚が足らず、徹底的な計画が全く樹てられなかった事だ」（8月13日）という県更生計画主事の談話に示されるように、「移民可能」とみなされた人々さえ、ほとんど移民に対して拒否的であったのである。したがって、国策順応に積極的たろうとする県の態度は、次第に硬化しないわけにはいかなくなる。先述の、昭和14年度予算の説明の中で、県知事が国策「分村計画」を強調したのも、その表れであった。その傾向は、翌14年、さらに強まる。県知事は、昭和15年度予算の編成方針の説明に先立ち、「政府に於ては、我が国財政が急激に膨張した結果、国民経済に及ぼす影響につき万全の対策を講ずることとし、予算の実行に当ても厳に放漫を戒め、経費の効率並びに發揮に努めつつある。更に明年度予算については現下内外の情勢に対応して、総ての施設計画を聖戦目的貫徹に集中し、極力重点主義に則り、国家の経済に立脚した戦時予算を編成しつつある。以上の基本国策は、地方予算実行並びに編成に当ても拠るべき根本原則であることは論をまたない。政府は最近更に一段とこれを強調、特に明年度地方予算の編成に当ては、……時局適応に遺憾なきを期すべき旨指示して来た」⁹⁾（傍点筆者）と述べ、国策順応を強調し、「時局対策及び銃後施設」の項目に「移民奨励費」を組み、「既に本県は265戸の集団移民と775人の青少年義勇隊を送出、明年度、集団移民800戸、義勇隊600人の割当てがあり、この実行を期すため、送出その他諸般の施設費8600余円を計上」¹⁰⁾した。もちろん、議会では、国策順応優先の知事の態度に対し、満州移民の送出が県内の労働力不足を惹起しており、軍需工業のない、したがって送出能力のある長野県に移民をまかせ、送出費用を農産物増産計画にでも回した方が良いという、批判的意見も一部にあった。しかし、結局は、国策順応優先の知事の立場に押し切られるのである¹¹⁾。

そして、昭和15年（1940）1月、『満州開拓政策基本要綱』の発表と期を合わせて、満州開拓中央協力協議会の指示に基づき、『要綱』の徹底と、「満

州開拓民の送出を国民精神総動員の具体化として産組，農会，その他各種団体を網羅して組織的に一大国民運動として進める」ため、「満州開拓岐阜県協力協議会」を結成することになる（昭和15年1月13日）。新聞は、1月27日の創立総会まで、連日のように、その準備過程を報じ、啓蒙につとめた。当日の報道内容は、以下のようである。「全国のトップを切って創立した本県の満州開拓国策協力協議会の本県結成第一回協議会は、27日午前10時から県庁県会議事堂において本省より安井拓務局長をむかへ、協力団体代表約70名が参集して開催された。宮野知事の挨拶あって引続き安井拓務局長の挨拶あり、協力設立趣旨について有松部長から説明あって議案規約を議決し加盟団体の選定と同時に創立に対する宣言の発表に対し満場一致成立可決し、つゞいて委員会にうつり、同日の議案第八次集団開拓民選出、配偶者幹旋、15年度青少年義勇軍第一次入所人員送出確保、ならびに義勇軍幹部および準幹部採用に関する協力等に対し質疑応答あって正午閉会した。なほ、午後安井拓務局長の『満州開拓の重要性』と題する講演を聴取することとなった」（1月28日）。この『協議会』は、「国民各層ノ総力的参画ト強力ナル支持ヲ背景トシ関係各方面ノ緊密ナル連絡協調ヲ俟ツテ其ノ完遂ヲ期」すため、県知事を会長に県下34団体の協力を得、「満州開拓中央協力協議会ノ指示ニ従ヒ県ト協力シテ」県下のあらゆる満州開拓事業を統括する組織である¹²⁾。ここに、中央→地方→末端組織という統制システムが、また一つ完成したのである。

ところで、こうした組織の創立を記念する拓務局長の「満州開拓の重要性」と題する講演内容は、以下のようなものであった。まず、「大和民族」を中核とする「五族協和」、「王道楽土」の建設という「満州国建国の理念」を実現するためには、優秀なる多くの日本人が満州へ行き、劣った者を可愛がり恵んでやる必要がある、確かに現在、労働力は不足しているが、「高が一万や一万五千の人間であります。各府県に割って見れば町村だけでも一万二千の町村がある、たった一人の人間を割当てて……、一万二千の町村から

たった一人ずつ出て呉れても一万二千人は得られる。一つの村からたった一人である」と強調。次に、満州は「日清・日露戦争、満州事変という三つの苦い経験と尊い犠牲を払った」「靖国神社の奥の院」であるから断じて後退できないということ、それゆえ、最後に、『要綱』に従い官民一体となって開拓事業を推進する必要があるというものであった。そして、その内容は、「時節柄極めて有益且須知のものたるを思ひ、畜に当日の聴講者のみならず、汎く之を同憂具眼の士に頒ちて、趣旨の普及に努めむと欲し」て刊行され、県下各所に配布されたのである¹³⁾。

さて、最後に、行政組織において中央→地方→末端と下降した昭和15年当時の満州移民政策の内容を見ておこう。同年5月9日、小磯拓務大臣は、地方長官会議における訓示の中で、満州移民につき、次のように述べた。「……日満両国政府ニ於キマシテハ満州開拓方策ノ全般ニ互リ、其ノ基本ニ溯リ検討ヲ加ヘ、慎重審議ノ結果、客年十二月閣議ニ於テ満州開拓政策基本要綱ヲ決定シ、以テ日満ヲ貫ク確固不動ノ方策ヲ樹立シ、其ノ遂行ニ邁進スルコトト相成ツタノデアリマス。現下勞務需給ノ急ヲ訴フル向少カラザル情勢デアリマスガ、各位ニ於カレマシテハ分村分郷ノ原由、農業人口保持ノ本義等ニ稽ヘ、一層本国策ニ対スル一般国民ノ熱意ノ昂揚ヲ期セラル、ト共ニ、本年度開拓民並青少年義勇軍ノ送出ニ関シ更ニ一段ノ御尽力アランコトヲ切望致ス次第デアリマス」¹⁴⁾。これを受けて、宮野県知事は、同年6月、市長村長並校長会議において、長官訓示の末尾で満州移民に触れ、次のように述べた。「我國民ノ満州移住ヘ日満両国ノ一体的重要国策デアリマスコトハ由フ迄モナク我が大陸發展ノ最モ重ナル根幹トシテ日本内地人開拓農民ヲ中核トシ日満不可分關係ノ鞏化、民族ノ協和、国防ノ増強、産業ノ振興ヲ期スルトコロナルノミナラズ日本内地農村ノ更生發展ニ資スル所以ノモノデアリマシテ、県ニ於キマシテハ之ガ送出ニ関シ各種ノ方途ヲ講ジ努力ヲ致シツ、アルノデアリマスガ各位ニ於カレテモ其ノ目的トスル所ニ鑑ミ之ガ送出ニ一段ノ協力ヲ煩シタイノデアリマス」¹⁵⁾。そして、この知事の訓示に基づ

き、次のような「満州開拓民送出ニ関スル件」という指示事項が、各郡市町村へ通達された。「満州国ノ発展ハ東亜ノ建設ニ至大ノ影響ヲ有ス、従ツテ我ガ大和民族ノ大陸進出ヲ最モ必要トスル情勢ニアリ、之ニ基キ本年度本県ノ送出計画ハ4ヶ集団900戸ニシテ内159戸ハ送出済ナルモ尚741戸ノ送出ヲ必要トス、又青少年義勇軍ニ付テハ本年度本県割当数750名ニシテ曩ニ各位ノ協力ヲ得テ第一次送出255名ヲ以テ郷土中隊ヲ編成シ目下内原訓練所ニ修業中ニシテ今後ニ於テ更ニ495名ノ送出ヲ要ス、各方面共求人関係輻輳ノ折柄ナルモ本事業ノ重要性ニ鑑ミ一段ノ協力アリタシ」¹⁶⁾。

以上のような中央→地方→末端という、満州農業移民政策の下降システムが岐阜県において整備された昭和15年前後、移民数が飛躍的に増加して行くのである。

〔註〕

- 1) 岐阜県開拓自興会『岐阜県満州開拓史』昭和52年、873—874ページ。
- 2) 同上、7—8ページ。
- 3) 岐阜県『岐阜県史——通史編、近代 上』昭和42年、640—641ページ。
- 4) 岐阜県『わたしたちの岐阜県の歴史』昭和46年。
- 5) 岐阜県議会史編さん委員会『岐阜県議会史』第3巻、昭和57年、68ページ。
- 6) 同上、67ページ。
- 7) 『岐阜日日新聞』（マイクロフィルム）。以下全て『岐阜日日新聞』の記事。
- 8) 前掲『岐阜県議会史』第3巻、738ページ。
- 9) 同上、819—820ページ。
- 10) 同上、822ページ。
- 11) 同上、80ページ。
- 12) 岐阜県開拓自興会、前掲書、21ページ。
- 13) 岐阜県学務課『満州開拓政策の必要性』昭和15年3月、26、31ページ。
- 14) 岐阜県『地方長官会議ニ於ケル大臣訓示並挨拶要旨』昭和15年5月、73—74ページ。
- 15) 岐阜県『宮野知事訓示要旨』昭和15年6月、於市町村長並校長会議、8ページ。
- 16) 岐阜県「指示事項（その一）」昭和15年6月、於市町村長並学校長会議、7ページ。